

令和3年 10月 7日

新型コロナウイルス感染症に係る影響及び対応状況
【対策本部(環境部)】

項目	内容
1. 新型コロナウイルス感染症について報告すべき事項	<p>○「感染拡大抑制プロジェクト」の実施について</p> <p>【目的】</p> <p>県民の生活環境を守るため、廃棄物処理事業者及び所管施設での感染防止対策の周知徹底。</p> <p>① 廃棄物処理の業界団体と連携し会員業者の所属員(特に若年者)への周知による危機感共有を促進。</p> <p>② 地域環境センターでは感染防止対策を徹底する。</p> <p>③ 平和創造の森公園では感染防止対策を徹底する。</p>
2. 上記に対する現在の取り組み状況及び課題など	<p>○8月2日(月)にプロジェクトチーム会議開催</p> <p>○8月3日(火)に環境部長から廃棄物処理業関係団体、環境コンサル団体へ「沖縄県緊急共同メッセージ」と感染防止対策の徹底についてオンライン面談により周知依頼を行った。</p> <p>○8月11日(水)に環境コンサル団体と再度面談のうえ周知状況等の確認と再依頼を行った。</p> <p>○8月13日(金)に沖縄県産業資源循環協会、沖縄県環境整備協会と再度面談のうえ周知状況等の確認と再依頼を行った。</p> <p>○メールによる県→団体→会員事業者→従業員という周知体制を構築した。</p> <p>○所管施設においては、引き続き感染防止対策の徹底を行い、学習機会の確保、健康維持のための活動の場を提供する。</p> <p>○県対処方針変更などの周知依頼を適宜実施した。</p>

<p>3.当面の対応方針 (実施計画)</p>	<p>【関係団体への感染防止対策の周知徹底】 ○引き続きプロジェクトチームによる推進、進捗管理を行い、感染拡大の状況を注視する。</p> <p>【地域環境センター】 ○10月1日(金)から、感染防止対策を徹底した上で、利用者の受入れを再開した(各種講座、出前講座等を含む)。</p> <p>【平和創造の森公園】 ○10月1日(金)から、感染防止対策を徹底した上で、多目的広場、シャワー施設等、条例で定めている有料施設の利用を再開した。 ○10月1日(金)から、備品貸出を再開した。 ○イベントについては、県の対処方針に基づいた対応とするよう要請する。</p> <p>【廃棄物取扱方法の周知】 ○県 HP にチラシ・パンフレット等を掲示 ○事業者等、市町村関係部局に国の通知等を周知</p> <p>【浄化槽設置者講習会の書面開催】 ○各保健所で開催している講習会を、9月3日から当面の間、関連資料の配布により受講に代えることとした。</p>
<p>4.その他本部会議報告事項</p>	<p>特になし</p>

※その他各部で別途整理した情報があれば、必要に応じ追加添付等してください。

令和3年10月7日

新型コロナウイルス感染症に係る影響及び対応状況
【対策本部(子ども生活福祉部)】

項目	内容
1.新型コロナウイルス感染症について報告すべき事項	「子どもを守るプロジェクト」重点プロジェクトとして位置付け、取り組みを強化 ・保育所や学童クラブ等で毎日の検温や症状をチェックし、児童の日常的な健康管理を徹底。 ・感染者が発生した場合は、学校 PCR 検査の活用や臨時休園等により、感染拡大防止に迅速に対応。 ・職員へワクチン接種を勧奨。 ・保育所や放課後児童クラブに抗原簡易キットを配布。 ・保護者や同居家族に健康管理を徹底するよう呼び掛け。 ・保護者が罹患し入院した場合の、預かり先のない子どもの一時保護(児童相談所)を実施。 ・児童養護施設等に入所している 12 歳以上の児童へのワクチン接種の実施。
2.上記に対する現在の取り組み状況及び課題など	・各施設や事業所に対し、職員のワクチン接種を進めるため、感染症対策課作成の案内を送付(9/14 付)。 ・保育所や放課後児童クラブでの抗原簡易キットを配布中。 ・保育所等を利用する子どもの家族向けに、SNS 連絡網で共有できる、家庭内感染防止チラシ(データ)を送付(9/9 付)。 ・陽性発生時 PCR 一斉検査(学校向け)を保育所まで拡充。(9月22日に開始) ・児童養護施設等の12歳以上の入所児童のワクチン接種に向け、保護者から同意書を得る作業を進めており、同意を得た児童に対し、接種を実施。

<p>3.当面の対応方針 (実施計画)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者・障害者施設→感染症対策を徹底した上で事業の継続を要請する。 ○ 保育所、放課後児童クラブ→感染症対策や園児・職員の健康管理を徹底したうえで、通常どおりの保育の提供を依頼。 ○ 平和祈念資料館、総合福祉センター、男女共同参画センター(ているる)→「感染拡大予防ガイドライン」に基づき感染防止対策を徹底した上で、10月1日(金)から事業を実施する。
<p>4.その他本部会議報告事項</p>	<p>・学校の臨時休業に伴い生じた放課後等デイサービス利用者負担分については、市町村と連携して保護者負担の軽減を図る支援策について協議中。</p>

※その他各部で別途整理した情報があれば、必要に応じ追加添付等してください。

令和3年10月7日

新型コロナウイルス感染症に係る影響及び対応状況
【対策本部(商工労働部)】

項目	内容
1.新型コロナウイルス感染症について報告すべき事項	ワクチン接種・検査陰性証明プロジェクトチーム及びワーキンググループについて 【目的】 ○ 県において、ワクチン接種・検査陰性証明を円滑に活用するため、条件整理や環境整備を行うことを目的に“ワクチン接種・検査陰性証明プロジェクトチーム”を設置。(特命推進課、デジタル社会推進課、感染症対策課、ワクチン接種等戦略課、産業政策課、情報産業振興課、マーケティング戦略課、観光振興課) ○ ワクチン接種・検査陰性証明ワーキンググループでは、県プロジェクトチームにおける検討状況を共有し、市町村(那覇市、沖縄市、石垣市)・経済界(9団体)の意見を検討に反映させるとともに、官民一体となった推進体制を構築する。
2.上記に対する現在の取り組み状況及び課題など	○ ワクチン接種・検査陰性証明プロジェクトチームのキックオフミーティング開催(9月9日) ○ 第1回 同ワーキンググループ開催(9月13日) ○ 第2回 同プロジェクトチーム会議開催(9月24日) ○ 経済対策関係団体会議において進捗報告(9月25日) ○ 第2回 同ワーキンググループ開催(9月28日) ※活用の考え方案、ガイドライン案、スケジュール等を検討
3.当面の対応方針(実施計画)	スケジュール(たたき台) ○ 運用ルール・ガイドライン検討(9月～) 運用ルール・ガイドラインの公表、策定(10月上旬) ○ 実証実験(国)の実施(10月～) ○ 周知・広報(10月～) ○ 本格運用(11月～) ※ワクチン接種・検査陰性証明の活用スケジュールについては、感染状況や国の動向等を留意し、導入時期を検討する。
4.その他本部会議報告事項	

※その他各部で別途整理した情報があれば、必要に応じ追加添付等してください。

令和3年10月7日

新型コロナウイルス感染症に係る影響及び対応状況
【対策本部(文化観光スポーツ部)】

項目	内容
1.新型コロナウイルス感染症について報告すべき事項	<p><入域観光客数の状況> R3年7月 250,400人 (R2(2020)年同月比 Δ9.7%、R1(2019)年比 Δ74%)</p> <p><航空会社の減便率 主要方面下り 8/12時点> R3年7月 22.6%、8月 15.7%、9月 11.4%</p> <p><シルバーウィークの入域観光客数 9/18~9/27> R3年 74,337人 R2年 106,529人 (Δ32,192人、Δ30.2%)</p> <p>主要エアラインからの聞き取りにより推計</p>
2.上記に対する現在の取り組み状況及び課題など	<p><水際対策></p> <ol style="list-style-type: none">① 内閣官房による沖縄路線搭乗者へのPCR等検査について、航空会社、旅行業・宿泊業団体、観光施設協会等に周知協力を依頼(7/13、7/26)② NAPP 周知のための那覇空港内吊り看板広告(7/12~)、通路へのフラッグ掲出(7/16~)③ 出発地での事前の検査に関するアンケート調査を実施(第1回目:7/15~20、第2回目:9/17~9/23、現在集計中)④ 久米島空港 PCR 検査体制整備(7/16~)⑤ 離島空港 PCR 検査について航空便を利用しない離島住民も対象に追加(7/16~)⑥ 那覇空港における抗原検査の運用開始(7/22~、PCR検査と抗原検査で1日最大1,000件の体制)⑦ 沖縄県 HP や沖縄観光情報 WEB サイト「おきなわ物語」、SNS 等で、内閣官房による無料 PCR 検査を含めた出発地での検査受検の呼びかけ、那覇空港における抗原検査の開始、久米島空港における PCR 検査の開始等について周知広報実施⑧ 那覇空港及び本土から直行便の就航する離島空港における旅行者専用相談センター沖縄(TACO)の運営(発熱者対応・旅ナカの健康相談対応)⑨ 県外の県人会への帰省、出張等の自粛周知協力を依頼

⑩ 旅行前の出発地におけるPCR等検査の受検状況をアンケート調査し、結果を公表(8/20)、専門家会議及び経済対策関係団体会議へ概要報告。

国の搭乗前モニタリング検査の効果捕捉と時系列の変化による分析を試みるため、9月下旬に再度アンケート調査を実施。

⑪ 旅行前検査の徹底・強化について国に要請(直接 8/30、全国知事会を通じては随時)

→搭乗前モニタリング検査について、沖縄路線のみ 10月31日まで延長。

<観光関連事業者等支援>

① 緊急事態措置等の影響を受けた観光関連事業者をはじめとする幅広い業種の県内事業者に対し、支援金を給付する「観光関連事業者等応援プロジェクト」の申請受付を7月30日から開始

② 宿泊事業者において実施する感染拡大防止策の強化、事業継続に向けた前向き投資に対し、事業規模に応じて最大500万円を支援する「おきなわ宿泊事業者感染防止対策等支援事業」の申請受付を9月13日から開始

<観光事業者・エッセンシャルワーカー等へのワクチン接種>

① ホテル組合関係者<<会場:広域センター(県立武道館)>>
7/8(木)~7/17(土)にかけて830名が接種

② 貸切バス事業者<<会場:広域センター(県立武道館)>>
7/8(木)~7/27(火)にかけて沖縄県バス協会に所属する路線バス事業者とともに接種

貸切バス事業者85名(乗合バス会社は除く)

③ 県内リゾートウエディング協会関係者(那覇クルーズ)
7/22(木)、26日(月) 27名

④ OCVB 賛助会員(那覇クルーズ)
8/4(水)~8/11(水) 86名

⑤ ダイビング関連事業者(那覇クルーズ)
8/5(木)~8/10(火) 31名 等、

計1,140人に対して第1回接種を実施済み。8/10より逐次、第2回目接種を開始。

<その他>

県庁舎壁面へのプロジェクションマッピングによる感染防止

	対策注意喚起(8/11~9/30)
--	-------------------

令和3年10月7日

新型コロナウイルス感染症に係る影響及び対応状況
【対策本部(土木建築部)】

項目	内容
1. 新型コロナウイルス感染症について報告すべき事項	<ul style="list-style-type: none">・美ら海水族館及び首里城等国営公園施設、県営8公園の有料施設の利用状況について・県営海浜公園(西原・与那原マリンパーク、あざまサンサンビーチ、宇堅ビーチ)の利用状況について
2. 上記に対する現在の取り組み状況及び課題など	<ul style="list-style-type: none">①美ら海水族館及び首里城等国営公園施設<ul style="list-style-type: none">(1) 利用状況<ul style="list-style-type: none">・有料区域等について、感染防止対策を徹底した上で10月1日(金)から施設運営を再開している。(2)課題<ul style="list-style-type: none">・特になし②県営8公園<ul style="list-style-type: none">(1) 利用状況<ul style="list-style-type: none">・有料施設について、感染防止対策を徹底した上で10月1日(金)から施設運営を再開している。(2)課題<ul style="list-style-type: none">・特になし③西原・与那原マリンパーク<ul style="list-style-type: none">(1) 利用状況<ul style="list-style-type: none">・10月1日(金)より公園、遊泳、マリンレジャー及びバーベキュー利用を再開している。(2)課題<ul style="list-style-type: none">・特になし④あざまサンサンビーチ<ul style="list-style-type: none">(1)利用状況<ul style="list-style-type: none">・10月9日(土)より公園、遊泳、マリンレジャー及びBBQを再開する。(2)課題等

	<p>・BBQ については、県対処方針に従い、グループ 4 名まで・基本的に1東屋に2グループまでの利用制限にて対応。採算が取れないが、来場者へのサービスとして実施する。</p> <p>⑤宇堅ビーチ</p> <p>(1)利用状況</p> <p>・10月10日(日)より公園、マリンレジャー及びBBQを再開する。</p> <p>・遊泳については今シーズン禁止。</p> <p>理由として、遊泳中マスクができない事や遊泳者同士密集する可能性があることから、感染防止対策として遊泳禁止とする。</p> <p>(2)課題等</p> <p>・BBQ については、②と同様。その他は特になし。</p>
3. 当面の対応方針 (実施計画)	上記のとおり
4. その他本部会議報告事項	特になし

※その他各部で別途整理した情報があれば、必要に応じ追加添付等してください。

令和3年10月7日

新型コロナウイルス感染症に係る影響及び対応状況
【対策本部(病院事業局)】

項目	内容
1.新型コロナウイルス感染症について報告すべき事項	○新型コロナウイルスに係る県立病院の状況 ○各県立病院の入院者数、病床確保数及び病床稼働率 ○各県立病院におけるクラスターの発生状況 ※上記の報告事項は、定例の対策本部会議で、別様式の資料で最新の状況報告を行う。
2.上記に対する現在の取り組み状況及び課題など	※上記の報告の中で、現在の取組状況、課題及び各病院長のコメントの報告を行う。
3.当面の対応方針(実施計画)	○各医療フェーズに応じた病床確保を行う。 ○クラスター発生時には、速やかに庁内で情報共有し公表を行うとともに、その後も終息までの間は、感染状況及び診療体制について、県立病院ホームページに掲載する。 ○感染予防、感染拡大防止の指導・助言等のため社会福祉施設等へ県立病院職員の派遣を行う。 ○ワクチンの住民接種について、県立病院も可能な範囲で協力することとし、医師会と各県立病院で調整し、住民接種の加速化を進める。
4.その他本部会議報告事項	なし

※その他各部で別途整理した情報があれば、必要に応じ追加添付等してください。

令和3年10月7日

新型コロナウイルス感染症に係る影響及び対応状況
【対策本部(教育部)】

項目	内容
1.新型コロナウイルス感染症について報告すべき事項	○「経済活動再開に向けた感染拡大抑止期間」における県立学校の対応について、各県立学校長に対し通知した。 ○県立図書館、青少年の家及び埋蔵文化財センターについて、10月1日より再開した。
2.上記に対する現在の取り組み状況及び課題など	○10月1日以降の県立学校の主な対応内容は以下のとおり ・基本的な感染症対策や健康観察の徹底、給食・食事時の指導を行う。 ・感染リスクが高い教育活動は自粛。 ・学校行事は、感染症対策の確実な実施や保護者の理解・協力を前提に実施に向けて検討する。実施に当たっては、場所や時間、開催方法等について十分配慮する。 ・部活動は、地域の感染状況を踏まえ、各競技団体等のガイドラインに則り、時間制限の上、実施。県内外での合宿等は行わない。
3.当面の対応方針(実施計画)	
4.その他本部会議報告事項	○各関係機関に対し、以下の通知を発出 ・「地方公共団体における受験生に配慮したワクチン接種の取組事例について(情報提供)」(令和3年9月27日付け教保第1098号) ・「感染拡大抑止期間「10月1日～10月31日」における部活動について(通知)」(令和3年9月29日付け教保第1106号) ・「県立学校における地域の感染レベルに応じた感染症対策等について(令和3年9月30日時点)」(令和3年9月30日付け教保第1115号)

※その他各部で別途整理した情報があれば、必要に応じ追加添付等してください。

陽性者への対応について

1 医療ひっ迫の状況について

各項目	発信時点5/19	現時点10/5
療養者数	1623人(内入院463人宿泊181人)	860人(内入院99人宿泊113人)
確保済病床占有率(県指標)	100% (463人/463床)	25.8% (99人/383床)
重症者用病床占有率	35.7% (10人/28床)	14.3% (2人/21床)
新規感染者数(1週間計)	925人	343人
非コロナ病床利用数	95.3% (4099人/4299床)	90.7% (4132人/4558床)
宿泊療養ホテル稼働状況	43.8% (181人/413室)	16% (113人/702室)

○一般診療制限の状況(救急病院)

【5/19】6病院(不可:浦添総合病院 一部診療制限:南部医療センター、県立宮古病院、
県立八重山病院、南部徳洲会、赤十字病院)

【10/5時点】2病院(一部診療制限:県立中部病院、中頭病院) ※O C A Sから参照

2 今後の対応について

- ① 一部一般診療の制限は残っているが、5月からの感染拡大期に比較して新型コロナ病床・非コロナ病床ともに余力が出ていることから、「医療非常事態宣言」の解除に向け医療現場との調整を行う。
- ② 第6波に備え家庭内感染のリスクを下げるため、陽性者は「原則 宿泊療養施設又は入院」を徹底する。

ワクチン接種・検査陰性証明活用について（概要）

一

沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部（R3.10.7）

ワクチン接種・検査陰性証明の活用について（概要）

ワクチン接種・検査陰性証明の活用について、「考え方」及び「ガイドライン」を公表し、民間におけるインセンティブ（サービス）を付与する方法で試行運用を開始することで、活用推進に向けた議論を深める。
なお、緊急事態宣言等の下で、行動制限を緩和する活用方法は今後検討する。

基本的な考え方

- ✓ 民間が提供するサービスにおいては、誰に対してどのようなサービスを提供するかは原則として自由であるため、ワクチン接種証明等の活用が幅広く認められる。
＜接種証明書等の提示によるインセンティブ事例＞
【飲食店：一品サービス、〇〇円割引】 【イベント：入場券割引、優先レーンの導入】 等
- ✓ 沖縄県対処方針における要請や働きかけの範囲内で活用する
- ✓ 感染症まん延防止の観点から、「接種を受けるよう努めなければならない」と定められている。ただし、個人の任意であることから、ワクチン接種の有無又は接種証明の提示の有無による不当な差別的取扱いは許されない。

ワクチン接種証明等の確認方法

＜ワクチン接種証明＞

- ✓ 国におけるデジタル化が進むまでの間は紙（予防接種済証やワクチン接種記録書）で運用
- ✓ 画像、健康管理アプリを確認することも有効

＜検査陰性証明＞

- ✓ PCR検査陰性証明書や電子メールによる氏名付きの検査結果を確認

ワクチン接種・検査陰性証明活用の考え方（素案）

考え方の位置づけ

- ✓ ワクチン接種・検査陰性証明（以下、「ワクチン接種証明等」という。）の活用に当たっては、インセンティブ付与や行動制限の在り方について、県民による議論を深めて認識を共有する必要があることから、考え方を示すとともに、活用に当たっての留意事項を整理した。
- ✓ 感染状況やワクチン接種状況、接種証明の利用状況、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更の状況等を踏まえつつ、必要に応じて見直しを行う。

基本的な留意事項

- ✓ ワクチン接種証明等の活用の前提として基本的な感染防止対策の徹底が必要
- ω ✓ 沖縄県対処方針における要請や働きかけの範囲内で活用する
- ✓ 感染症まん延防止の観点から、「接種を受けるよう努めなければならない」と定められている。ただし、接種は個人の任意であることから、ワクチン接種の有無又は接種証明の提示の有無による不当な差別的取扱いは許されない。
- ✓ 民間が提供するサービスにおいて幅広く活用が期待できる。

ワクチン接種証明等の確認方法

<ワクチン接種証明>

- ✓ 国におけるデジタル化が進むまでの間は紙（予防接種済証やワクチン接種記録書）で運用
- ✓ 画像、健康管理アプリを確認することも有効

<検査陰性証明>

- ✓ PCR検査陰性証明書や電子メールによる氏名付きの検査結果を確認

ワクチン接種・検査陰性証明活用ガイドライン（素案）①

基本事項

- ✓ 試行期間は、県独自措置移行した現段階から、国における運用指針確定時まで
- ✓ 活用場面は、飲食、イベント、県間・離島間移動、宿泊施設等
- ✓ 民間におけるインセンティブ（サービス）を付与する方法で活用を開始する。緊急事態宣言等の下で、行動制限を緩和する活用方法は今後検討する。
- ✓ 適用対象年齢はワクチン接種対象年齢である12歳以上

証明手段

ワクチン接種証明		検査陰性証明		
紙	デジタル	紙	デジタル	現場確認
接種済証（本人確認証とセット） ※市町村の発行するワクチン接種証明書の利用は奨励しない	VRSと連動したアプリ（簡易アプリは本人確認証とセット）	検査機関等が発行する証明書類又は氏名記載のメールのコピー＋本人確認証	メールやアプリ表示＋本人確認証	現場にて実施した抗原検査キット

ワクチン接種・検査陰性証明活用ガイドライン（素案）②

活用事例

	飲食店	イベント	県間・離島間移動	その他
活用シーン	酒類提供を行う認証店でインセンティブ（サービス）付与等を任意で行う	入場時に証明書提示によりインセンティブ（サービス）付与等の活用などを任意で行う	着地等においてインセンティブ（サービス）付与ができる。	認証制度を開始したばかりの宿泊施設等については、試行期間中は運用検討期間
活用例	<ul style="list-style-type: none"> ・料金の割引の実施 ・食事や飲み物の一部サービス 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・入場料割引の実施 ・専用レーンによる入場 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・着地での割引サービス ・専用旅行商品の造成 等 	試行期間中に検討
その他	国の運用指針等を踏まえ入店時の実施可否等について検討	国の運用指針等を踏まえ会場入場時の実施可否等について検討	国の運用指針等を踏まえ、緊急事態宣言時等でも、移動自粛要請の対象としないことなどを検討	日常活動での証明の活用についても試行期間中に検討

新型コロナウイルス感染症に関する
「ワクチン接種・検査陰性証明」の活用の考え方(素案)

令和3年10月7日
沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 はじめに

(1) 現状

本県においては、緊急事態措置が長期間に及び、これに伴う行動や接触機会の制限等により観光需要が落ち込んだこと等により、農業など第1次産業からサービス業など第3次産業まで、幅広い産業で多大な経済的影響を受けている。県では、行動変容要請の徹底等により、新規感染者数を抑制することで、緊急事態宣言解除後の制限を段階的に解除し、感染防止対策認証店舗における酒類提供の条件緩和やイベント開催制限の緩和等、経済活動再開に向けた取組の展開を検討及び実施している。今後は、ワクチン接種の推進をアクセルとして、需要喚起策や業態転換を促す施策、デジタルトランスフォーメーションによる付加価値を生む新たな取組支援等の施策を講じることとしている。

一方、ワクチン接種の推進については、市町村における接種加速化を支援することに加え、県が設置しているワクチン接種センターにおいては、接種枠の拡大、当日受付の実施、若者世代に対する優先接種等の実施により、ワクチン接種の更なる加速化を図っている。また、県民に対して正しい情報を発信するなど、ワクチン接種を前向きに考えてもらうための働きかけを行っているところであり、これらの取り組みにより、希望する全ての県民への接種を完了するために、可能な限り早期に全人口の70%以上へ接種が実施できるよう全力で取り組んでいる。

新型コロナウイルス感染症対策は長期間に渡るものであり、感染対策と日常生活の維持の両立が必要である。ワクチン接種・検査陰性証明（以下「ワクチン接種証明等」という。）の活用は、感染リスクを低減させ、社会経済活動を正しく再開するために必要な施策であると考えられる。

また、本県経済界を中心とした要望の一つとしてワクチン接種証明等の導入が強く求められている。

(2) 考え方の位置づけ

ワクチン接種証明等の活用については、ワクチン接種の推進を前提として、感染防止対策認証制度と合わせて運用することで、経済活動の再開に結びつけることが期待されている。その活用にあたっては、インセンティブ付与や行動制限の在り方について、県民による議論を深めて認識を共有する必要があることから、考え方を示すとともに、活用にあたっての留意事項を整理した。

本文書は、感染状況やワクチン接種状況、接種証明の利用状況、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更の状況等を踏まえつつ、必要に応じて見直しを行う。

2 活用に当たっての基本的留意事項

(1) ワクチン及びワクチン接種証明等の効果

ワクチンについては、①ワクチン接種者において重症化及び死亡を予防する効果があること、②発症予防効果についても一定の効果が認められていること、③ワクチン接種後の感染やその感染の伝播を予防する効果も一定程度示されていること、からワクチンの有効性は明確であると考えられる。一方、ワクチンを接種したとしても感染が生じるいわゆる「ブレイクスルー感染」が一定程度生じることや、ワクチンにより獲得された免疫は数カ月で徐々に減弱していく可能性、新たな変異株出現の可能性が指摘されている。これらを踏まえると、ワクチン接種証明等は他者に感染させないことや自らが感染しないことの完全な保証にはならないと考えられる。ワクチン接種証明等の活用についても、社会防衛の観点からリスクが低いことを示す仕組みであることに留意が必要である。

(2) 基本的留意事項

ア 基本的な感染症対策の徹底

ワクチン接種証明等の活用の前提として、マスクの着用、手指衛生、ゼロ密などの感染防止対策の徹底が必要であり、ワクチン接種証明等が、感染防止対策を講じなくて良い許可証のように捉えることは適当ではない。

イ 沖縄県対処方針との関係

ワクチン接種証明等の活用は、沖縄県対処方針における要請や働きかけの範囲内で行われるべきものであり、例えば緊急事態措置区域において同証明の活用により酒類の提供を開始するなど、要請や働きかけを超えて誤った活用をすることは認められない。

また、感染再拡大により医療提供体制が逼迫する場合や、まん延防止等重点措置地域や緊急事態措置区域の移行により、ワクチン接種証明等の活用を制限することもあり得る。

ウ 不当な差別に対する取り扱い

新型コロナウイルス感染症のまん延予防上緊急の必要の観点から、予防接種法において「接種を受けるよう努めなければならない」と定められている。ただし、ワクチン接種を受けるかどうかは個人の任意であることなどからワクチン接種の有無又は接種証明の提示の有無による不当な差別的取扱いには許されない。

病気などの理由でワクチン接種を受けられない方がいることから、接種証明等を各種サービスにおいて利用する場合には、こうした方が利用可能な代替手段として PCR 検査の検査結果証明書等の代替案を確保することなどが重要である。

公共的なサービス等においては、県民を公平・平等に、幅広く対象とする場合が多いことから、接種証明の提示の有無によって取り扱いを区別することには、より一層の慎重さが求められる。

【不当な差別の例】

- ・接種証明を提示しない者に対する法外な料金の請求
- ・会社への就職、学校への入学などといった場面でワクチン接種を要件とすることや接種を受けていないことを理由に解雇、退職勧奨等を行うこと

エ 個人情報保護について

ワクチン接種に関する個人情報の管理に当たっては、個人情報保護関連法令を遵守しなければならない。

ワクチン接種を受けているかどうかは、個人のプライバシーに属する事柄である。本人の意に反してワクチン接種の有無に関する情報の開示を強要することや、本人の同意を得ることなく第三者にワクチン接種の有無に関する情報を提供することは、関係法令に照らして違法となる場合がある。

3 ワクチン接種証明等の確認方法

(1) ワクチン接種証明

ワクチン接種証明書については、国において、年内を目途にデジタル化がなされる予定であり、その結果、ワクチン接種証明書の取得が容易となり、県内において活用できる環境が整うこととなる。国のデジタル化に伴って、簡便かつ真正性を担保した形での提示サービスも開発が促進されるものと思料される。また、石垣市においては、新型コロナワクチン接種記録証明書のデジタル・紙両方での提供が進んでいる。

国におけるデジタル化が進むまでの間は、ワクチンを2回接種し、2週間が経過したことの確認として、予防接種済証やワクチン接種記録書を用いることが考えられる。また、予防接種済証やワクチン接種記録書の画像、健康管理アプリに登録した画像を確認することも有効であると考えられる。

また、デジタル化が進んだ後も、情報通信機器に対応できない方向けに紙での証明書の提示を拒むことのないよう配慮が必要である。

なお、市町村が発行するワクチン接種証明書については、海外渡航に必要な場合に発行されるものであることから、同証明書の提示を求めることは市町村における発行手続きに混乱が生じる恐れがあるため、現段階において適当ではない。

(2) 検査陰性証明

72 時間以内の PCR 検査陰性証明書や電子メールによる氏名付きの検査結果を確認することが望ましい。

また、抗原定性検査については、無症状者への使用が奨励されていないことを踏まえ、ワクチン接種証明や PCR 検査陰性の結果の提示ができない場合に補助的に使用することが想定される。この場合、24 時間以内の検査結果が有効と考えられるが、

証明書の確認方法や現地での検査方法など運用については今後検討する必要がある。

(3) 就業制限解除通知

保健所の発行する就業制限解除通知については、このウイルスが一度感染しても再度感染する可能性があることを踏まえると確認方法として適当でないと考えられる。

4 ワクチン接種証明等の活用例

民間が提供するサービス等においては、誰に対してどのようなサービスを提供するかは原則として自由であるため、ワクチン接種証明等の活用が幅広く認められると考えられる。以下にインセンティブ（サービス）を付与する方法で、感染リスクを低減させながら社会経済活動を行うことができる事例を示した。

国においては、ワクチン接種歴や検査結果の確認や新たな技術を活用した技術実証を行う予定であることから、本県においてもその結果を踏まえ、緊急事態宣言等の下において行動制限緩和する活用方法について検討を進める。

(1) 飲食

飲食店は多くの方が日常的に利用するものであり、沖縄県感染防止対策認証制度と合わせてワクチン接種証明等の提示を求めることで、安全・安心な利用が期待できる。

例えば、ワクチン接種証明を提示した方向けのサービスやキャンペーンを行うことにより、社会全体のワクチン接種推進の効果も期待できる。

従業員の感染防止対策としても、日々の従業員の検温、体調確認に加えてワクチン接種証明等の確認を行い、同確認を行っていることを明示することで、お客様に対して安心して利用いただける環境づくりが期待できる。

今後、沖縄県感染防止対策認証制度とワクチン接種証明等の活用を進めている飲食店においては、営業時間の制限を緩和やグループ会食の人数制限の緩和を検討する。

(2) イベント

イベントについては、特定の場所に同時に多数の人が集まることから、クラスターが発生した場合に影響が大きくなり得ることを踏まえ、会場内及び会場外の両方における感染防止に取り組む必要がある。また、個々の参加者にとってイベント参加の頻度は比較的少なく、ワクチン接種証明等の提示が過度の負担にはならないと考えられることも踏まえ、「新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県イベント等実施ガイドライン」の順守に加えて、ワクチン接種証明等の提示を求めることが有効であると考えられる。

今後、ワクチン接種証明等を入場時の要件としているイベントについて、人数制限等を緩和することを検討する。

(3) 人の移動（旅行）

現在、感染を抑制するため、都道府県間や離島間の移動・往来は自粛要請がなされており、やむなく移動する場合はPCR検査又は抗原検査による陰性確認を求めている。

国においては、羽田、成田、中部、伊丹、関西、福岡空港から本県に向かう航空便の搭乗者のうち、希望者に無料でPCR検査を実施している。

県では、那覇空港や宮古空港、新石垣空港、下地島空港に加え、久米島空港におけるPCR検査体制を整備するとともに、那覇空港における抗原検査の導入など、水際対策の強化を図っている。

これまでの取り組みにより、ワクチン接種証明等の提示に関する理解が得られる環境が整っていると考えられることから、例えば、ワクチン接種証明等を提示した方が参加できる旅行商品の造成などで活用することが考えられる。

今後は、ワクチン接種証明等を受けた方の移動について、自粛要請の対象に含めないことを検討する。

5 当面の県の対応方針

県では、ワクチン接種証明等の活用に向けて次の取り組みを推進する。

- (1) 新型コロナウイルスワクチンに関する正しい知識と情報を持って接種を判断していただき、ワクチン接種を推進するため、県民に対し、ワクチンに関する情報提供を行う。
- (2) 「ワクチン接種・検査陰性証明」の活用の考え方を広く県民に周知し、様々な意見を集約するとともに、効果的なワクチン接種証明等の活用に向けて具体的な運用方法を検討する。
- (3) ワクチン接種証明を活用して、早期に経済を回復させるため、インセンティブの付与等、経済活性化策の具体化に取り組む。

参考資料

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する今後の取り組み
(令和3年9月28日 新型コロナウイルス感染症対策本部)
- ・ 新型コロナワクチン接種証明の利用に関する基本的考え方について
(令和3年9月9日 新型コロナウイルス感染症対策本部)
- ・ ワクチン接種が進む中における日常生活回復に向けた考え方
(令和3年9月9日 新型コロナウイルス感染症対策本部)
- ・ ワクチン接種が進む中で日常生活はどのように変わり得るのか？
(令和3年9月3日 新型コロナウイルス感染症対策分科会)
- ・ ワクチン接種記録（ワクチンパスポート）の早期活用を求める

(令和3年6月24日 一般社団法人日本経済団体連合会 新型コロナウイルス会議)

沖縄県ワクチン接種・検査陰性証明活用ガイドライン(素案)

令和3年10月7日

沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 目的

このガイドラインは、感染防止と経済活動の両立に向け、飲食店、イベント、県境・離島間移動等の各場面において、社会防衛の観点からリスクが低いことを示すワクチン接種・検査陰性証明（以下「証明」とする）の活用指針を定めるものである。

なお、本ガイドラインは、県内での新型コロナウイルス感染状況や、新型コロナウイルスに関する国の指針等を踏まえ、随時見直しを行うものとする。

2 適用期間

試行期間	沖縄県独自措置移行時～国運用指針確定時
本格実施	国運用指針確定時（11月上旬を想定）～

3 用語の定義

証明活用者	経済活動等のために証明の提示を求める者
証明提示者	経済活動等の参加・利用のために証明書を提示する者

4 活用場面

日常・経済活動において、感染防止との両立が特に求められる場面での活用を想定する。なお、活用にあたっては行政・業界団体ガイドライン遵守を前提とする。

経済活動	①飲食 ②イベント ③県間・離島間移動 ④宿泊施設等
日常活動	病院等での面会 等

5 活用対象

飲食店	感染防止対策認証店舗で酒類を提供する店舗
イベント	県内において行われるイベント
県間・離島間移動	旅行、帰省、出張等
宿泊施設等	試行実施中に別途検討のこととする
日常活動	試行実施中に別途検討のこととする

6 提示対象

ワクチン接種証明と検査陰性証明の提示対象は12歳以上とする。

7 証明手段

以下の手段の活用を可能とし、証明活用者においてはデジタル証明等を活用する場合には、接種済み証明シールなど汎用利用可能な手段を必ず併用すること。また、ワクチン接種証明と検査陰性証明(72時間以内に検査したもの)については同等の効力を有するものとする。コピーなどの使用に伴う真正性の証明にあたっては、活用者において複数の証明手段(証明に加え、運転免許証など本人確認書類の確認)を活用する。

証明の種類	手段	概要
ワクチン接種証明	紙	① ワクチン接種済み証(シール)原本及び本人確認証(本人写真貼付のある運転免許証、マイナンバーカード、学生証等) ② 上記コピー 及び本人確認証 ※現時点では、海外渡航を目的として市町村が発行するワクチン接種証明書の利用は推奨しない。
	デジタル	① (本人確認がとれているもの) 国がリリースする予定のワクチン接種済み証明アプリまたは同等の機能を有するもの(市町村が提供するVRSと連動したアプリ) ② (本人確認が必要なもの) ワクチン接種済み証(シール)のデジタルコピーを提示できるもの(民間が開発したアプリ等) 及び本人確認証
検査陰性証明	紙	① 医療機関または検査機関が発行する証明書類(検査後72時間以内のものに限る)及び本人確認証 ② 検査結果を知らせるメールのコピー(氏名、72時間以内の検査時間が明記してあるもの)及び本人確認証
	デジタル	① 検査結果を知らせるメール(氏名、72時間以内の検査時間が明記してあるもの)及び本人確認証 ② 検査結果情報等について、アプリケーションに取り込み表示するもの(氏名、72時間以内の検査時間が明記してあるもの)
	現場確認	現場にて実施した抗原検査キット(陰性証明済み)等

8 配慮規定

ワクチン接種については、新型コロナウイルス感染症のまん延防止上の緊急の必要の観点から、予防接種法において「接種を受けるよう努めなければならない」と定められている。ただし、ワクチン接種を受けるかどうかは個人の任意であることなどから、ワクチン接種の有無または接種証明の提示の有無による不当な差別的取扱いはあってはならない。

【不当な差別の例】

- ・接種証明を提示しない者に対する法外な料金の請求 等

【活用可能な事例】

- ・証明提示者へのインセンティブ（サービス）付与 等

9 各場面における活用方法

（1）飲食店

ア 活用シーン

試行期間には、酒類提供を行う感染防止対策認証店（以下「認証店」とする）において、インセンティブ（サービス）付与等の活用など任意で行うものとする。ただし、国の行う実証事業実施店やワクチン接種・陰性証明活用ワーキンググループより依頼した店舗においては、モニタリング等を目的として追跡調査や運用確認調査等を行うものとする。

本格実施にあたっては、試行期間中に国等が公表する運用指針や調査結果等を踏まえ、試行期間中に実施したインセンティブ付与型に加え、入店時の活用等について実施の可否、運用方法等を検討する。

加えて、酒類提供を行わない飲食店においても、証明活用によるインセンティブ（サービス）付与等を行うことが出来るものとする。

イ 活用事例

- ・証明提示によるサービス提供（割引等）

入場時または注文時に証明を提示し、店が独自に設けるサービスを受ける。

ウ 県・市町村・業界団体等の役割

- ・認証店舗及びインセンティブ付与店舗のウェブサイト等での紹介
- ・認証店舗及びインセンティブ付与店舗の利用奨励

（2）イベント

ア 活用シーン

試行期間においては、入場時に証明提示によりインセンティブ（サー

ビス) 付与等の活用などを任意で行うものとする。ただし、国の行う実証事業実施対象やワクチン接種・陰性証明活用ワーキンググループより依頼した対象においては、モニタリング等を目的として追跡調査や運用確認調査等を行うものとする。

本格実施にあたっては、試行期間中に国等が公表する運用指針や調査結果等を踏まえ、試行期間中に実施したインセンティブ付与型に加え、会場入場時の活用等について実施の可否、運用方法等を検討する。

イ 活用事例

- ・ 証明提示によるサービス提供（割引、プレゼント配布等）
イベント入場時または入場券購買時等に証明を提示し、サービス等を受ける。
- ・ 専用レーン等による優先入場
イベント主催者は混雑を避けるために、入場時に証明書提示レーンを区分する。

ウ 県・市町村・業界団体等の役割

- ・ インセンティブ付与イベントのウェブサイト等での紹介
- ・ 参加にあたってのインセンティブ付与イベント奨励

(3) 県間・離島間移動

ア 活用シーン

試行期間においては、主として着地において証明提示によりインセンティブ(サービス)付与を行うことが出来るものとする。ただし、国の行う実証事業実施対象やワクチン接種・陰性証明活用ワーキンググループより依頼した対象においては、モニタリング等を目的として追跡調査や運用確認調査等を行うものとする。

本格実施にあたっては、試行期間中に国等が公表する運用指針や調査結果等を踏まえ、緊急事態宣言等が発令された場合でも、証明提示者については移動自粛要請対象外とすることができるかなどを検討する。

イ 活用事例

- ・ 証明提示によるサービス提供（割引、プレゼント配布等）
行政、業界団体等によって着地に設置されたブースにおいて証明を提示し、サービス等を受ける。

ウ 県・市町村・業界団体等の役割

- ・ インセンティブ付与のウェブサイト等での紹介
- ・ 移動前のワクチン接種及びPCR検査を奨励

(4) その他

- ・ 宿泊施設については9月1日より感染防止対策認証制度の申請の受付を開始したばかりであることを考慮し、試行期間中は運用検討期間とする。
- ・ その他日常活動での証明の活用についても、試行期間中に検討するものとする。

(ワクチン接種・検査陰性証明 想定活用シーン)

1. 飲食店

試行期間		本格運用時
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 料金割引実施 ・ 食事や飲み物の一部サービス 	<p>国の運用指針や実証実験結果等を踏まえ、入店時等の提示などの可否について検討</p>

2. イベント

試行期間		本格運用時
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入場料割引 ・ 専用レーン等による優先入場 	<p>国の運用指針や実証実験結果等を踏まえ、会場入場時等の提示などの可否について検討</p>

3. 県間・離島間移動

試行期間		本格運用時
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 着地での割引サービス ・ 割引サービス ・ 専用旅行商品の造成等 	<p>国の運用指針や実証実験結果等を踏まえ、緊急事態宣言時等でも、移動自粛要請の対象としないことなどを検討</p>

新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県イベント等実施ガイドライン

1. 目的

このガイドラインは、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえたイベント等の実施に関して、イベント主催者等において、参加者に対して感染症予防を持続的に行うための「新しい生活様式」の徹底により一人一人が対策を行うことを促し、人の集まる空間に病原体が持ち込まれることを最小限にするとともに、もし持ち込まれたとしても集団内で二次感染が起きるリスクを最小限とすることを目的とします。

2. 適用期間

令和2年5月21日から適用します。

※ 県内での新型コロナウイルス感染の広がりや、新型コロナウイルスに関する国の指針等を踏まえ、段階的に、本ガイドラインの見直しを行うものとします。

3. 対象

本ガイドラインの対象となるイベント等とは、県内で開催される公演・式典(各種講演会、説明会、各種会議、行政主催イベント等)や展示会・商談会、音楽(クラシック・ロック等)、演劇、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、祭り、披露宴及びスポーツイベントなど、人の集まる空間で行われる催物等を指す。

4. 主催者等に求めること

県内でイベントを企画する主催者及び運営者(以下、「主催者等」という。)は、感染防止対策が業種毎に策定された「業種別ガイドライン」に基づきイベントを実施することとし、その他、本ガイドライン、及び「1都1道2府23県における催物の開催制限、施設の使用制限等にかかる留意事項等について(令和3年9月28日付け事務連絡：内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室長)」(以下、「国事務連絡」という。)を参考としてください。

5. 開催規模

10月1日以降に実施するイベントの開催規模は、次のとおりとします。

実際の開催にあたっては、県内全域及びイベント開催エリアの感染状況や、イベントの性質、及び医療提供体制への影響などを総合的に判断した上で、実施してください。

(1) 10月1日から31日までに開催されるイベント

区分	収容率		人数上限
	大声での歓声・声援等なし	大声での歓声・声援等あり	
座席あり 〔参加者 固定〕	100%以内	50%以内	5,000人以下
座席なし 〔参加者 自由行動〕	適切な間隔 (最低限人と人が接触し ない程度の間隔)	十分な間隔 (1m)	

- ※ 収容率又は人数上限の小さい方を限度とする。
- ※ 100%の要件はマスク常時着用、大声を出さないことが前提で、基本的な感染防止については国事務連絡別紙3を参考とする。
- ※ 大声での歓声、声援等が想定される場合、異なる観客グループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくてもよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。
- ※ イベントの人数規模については、スタッフや出演者等も含め、同時期に同施設に集まる人数をもって判断する。
- ※ 施設の使用時間は夜9時までとしてください。

(2) 11月1日以降に開催されるイベント

11月1日以降に開催されるイベントの開催規模等の制限に関しては、少なくとも現行の措置を目安として取り扱ってください。

事前相談シートを提出頂くことは可能ですが、開催日における要請内容の遵守をお願いいたします。

6. 開催中止、又は延期等

(1) 5(1)~(2)について

本ガイドライン等に基づく感染防止対策を十分に講じることができない場合は、開催中止、又は延期等を慎重に検討してください。

(2) 参加者の把握が困難な場合

参加者の把握が困難な場合は、中止を含めて慎重に検討すること。実施する場合には、十分な人と人との間隔(1m)の確保及び当該間隔の維持、密集の回避、飲食制限、大声禁止、催物前後の行動管理、連絡先の把握等の担保が困難な場合は、開催について慎重に検討してください。

(3) イベントでクラスター等が発生した場合

主催者等は、イベントでクラスター等が発生した場合、業種別ガイドライン及び本ガイドライン等の遵守状況その他の実態を把握するとともに、イベントの感染防止策を徹底し、必要に応じてイベントの無観客化、中止又は延期等を検討してください。

また、主催者は、会場で陽性者が確認された場合、県(当該イベントや主催団体を所管する部局)へ報告すること。

7. 緊急事態宣言等の対象地域からの参加

国の緊急事態宣言が発令されている地域には、新型インフルエンザ等特別対策措置法に基づき、不要不急の外出・移動の自粛が要請されています。また、まん延防止等重点措置区域の住民についても、不要不急の外出・移動の自粛を働きかけるものとされているため、これらの地域からの参加者については、慎重な検討を促すこと。

なお、各種会議や商談会、展示会など業務上のイベントや冠婚葬祭は不要不急に該当しません。

8. 事前相談

民間等の主催でイベントを実施する場合には、別添「催物の開催に係る事前相談」

のフローチャートに基づく対応を行うこと。

また、1,000人を超える大規模イベントや、全国的・広域的な移動を伴うイベントについては、別添のフローチャートから導き出される資料を準備し、開催2週間前までに県(当該イベントや主催団体を所管する部局)に事前相談を行ってください。

※ 大規模イベント(1,000人超)とは、スタッフや出演者等も含め、同時期に同施設に1,000人を超える人が集まる人数をもって判断する

9. 感染対策

主催者等は、イベントの開催にあたって屋内での十分な換気と、接触感染、飛沫感染、マイクロ飛沫感染のリスクに応じた感染防止策、感染者の来場を防ぐ対策、感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築等を行ってください。

(1) 主催者等の事前実施事項

① 開催会場の選定

開催場所は、沖縄県『新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン』等を守っている施設等を選定し、三密の解消が難しい施設等は利用を避けること。

② 接触確認アプリ等の活用

イベント通知やチラシ、アプリのQRコードを入口で掲示する等により、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」や「RICCA」の活用を促すこと。

※「COCOA」とは、厚生労働省が運営する新型コロナウイルス感染症対策用のアプリで、陽性者と濃厚接触があった可能性について通知する機能があります。

※「RICCA」とは沖縄県公式LINEアカウントを活用した新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の両立サポートを目的としたツールであり、陽性者と同じ時間帯に同じ場所にいた可能性について通知し、健康観察の徹底等の注意喚起を促す機能があります。

* 「RICCA」利用者が専用QRコードを読み取ることにより、読み取った履歴を記録します。

* イベントで陽性者が確認された場合、県は、事実関係を確認したうえで、必要に応じて当該イベントQRコードを読み取った参加者に対し、「RICCA」により接触可能性のお知らせを行います。

* 本人の同意なく、氏名や連絡先等の個人が特定される情報を収集することはありません。

③ 参加者の把握

イベント参加者の入場にあたって主催者は、「RICCA」を活用することにより、参加者を把握できる体制をとること。また、チラシ、WEB、SNS等のイベント告知媒体に「RICCA登録用QRコード」を掲載し、来場前に登録することを促すとともに、当日会場入口にて「RICCA来場記録用QRコード」の読み取りが必要であることを案内すること。

なお、「RICCA」を使用していない来場者のため、事前申込時及び来場時に氏名、連絡先(電話番号、メールアドレス等)を把握できるような体制をとること。

※ 参考例「健康状態申告書(例)」等に基づき事前把握すること。

④ 参加者への事前連絡事項

参加者に対しては、マスクを着用した上での来場やマスクがない場合の入場制限等について事前に周知するとともに、体調不良の場合には参加を控えるよう促すこと。併せて、外出自粛要請等が発令されている地域からの参加者には慎重な検討を促すこと。

⑤ 入場制限

主催者は、参加者の制限に関する規定をイベント開催前に策定し、入場時の検温実施や発熱者・有症状者の入場制限に関するルールを明確にするとともに、当該規定を周知すること。

⑥ 払い戻し措置等の規定

有症状者が参加しないように、事前にチケットの払い戻し措置等を規定する。ただし、払い戻し不要のルールを明確に規定し、当該規定を十分に周知している場合は、払い戻しは不要にできるものとする。

(2) イベント時の参加者への依頼事項

- ① マスクの着用
- ② こまめな手洗いの励行
- ③ 出入口、トイレ等での手指消毒の徹底
- ④ 身体的距離を確保した上での行動
- ⑤ 劇場・ホール等での食事の自粛
- ⑥ 催物前後の行動注意(交通機関・飲食店利用時の三密の抑止行動)
- ⑦ 接触確認アプリの活用
(会場内「RICCA」来場記録用QRコードの読み取り含む)
- ⑧ ワクチン接種、または事前のPCR検査での陰性確認への協力

(3) 主催者等の実施事項

① マスク着用の担保

マスクを持参していない者がいた場合は、入場を制限するか、主催者側でマスクを販売するなどの対策を取り、着用率100%を担保すること。

② 入場制限等

8 (1) ⑤「入場制限」及び8 (1) ⑥「払い戻し措置」に記載のとおり、主催者は、有症状者の入場を制限するものとする。

③ 消毒・手洗いの徹底

共有物の管理又は施設内(出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等)の消毒の徹底と参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的(1~2時間に1度程度)に行う。また、こまめな手洗いをを行うこと。

④ 換気の徹底

換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施すること。微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため、定期的に外気を取り入れる換気を行うこと。

⑤ 身体的距離を確保した誘導

人を密集させない環境(1m)の間隔を確保するよう、会場のレイアウト、定員数の設定や人員の配置等による動線の確保などを行うこと。

⑥ 混雑時の身体的距離を確保した誘導

混雑時でも身体的距離を確保した誘導を行うため、入退場に時間差を設けるなど人が密集しないよう工夫すること。

⑦ 声援への対応

歓声・声援等がないことを前提としたイベントでは、大きな声を発声させない環境づくり(声援などは控える案内、BGMの音量制限等)を行うこと。

歓声・声援が想定されるイベントでは、隣席との身体的距離を確保すること。

⑧ 大声の抑止

大声を出す者がいた場合、人員の配置により個別に注意、対応等ができるよう体制を整備すること。

スポーツイベント等では、指笛やラッパ等の飛沫感染リスクのある鳴り物を禁止し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備すること。

⑨ 出演者の発声等への対応

出演者の発声等を伴うイベントにあつては、客席と出演者との間に十分な距離（舞台から観客の間隔を2m確保）をとること。

⑩ 演者の行動管理

有症状者は出演・練習を控えること。演者・選手等と観客が催物前後や休憩時間等に接触しないような措置を確実にとる。接触が防止できない恐れがあるイベントについては開催を見合わせる。なお合唱等、声を発出する演者間での感染リスクにも十分注意すること。

⑪ 座席の間隔

異なる観客グループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくてもよい。

⑫ 飲食の制限

飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を制限する。休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止を徹底すること(発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、の条件を全て満たす場合に限り、飲食は可能)。

⑬ 人数制限の実施

休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止対策を取ること。また、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合は、そのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限を実施すること。

⑭ 催物前後の行動管理

イベントへの参加や、イベント後の打ち上げ等のため公共交通機関・飲食店等を利用する際の密集を回避するために、交通機関・飲食店等の分散利用を促す。可能な限り、予約システム等の活用により分散利用を促進すること。

⑮ ガイドライン遵守の徹底及び公表

業種別ガイドライン及び本ガイドラインに従った取組を徹底することとし、その旨をホームページ等で公表すること。

⑯ 「RICCA来場記録用QRコード」の掲示

参加者に対して「RICCA」登録の周知徹底を行い、当日の会場入口（事前告知媒体を含む）においてイベントの「来場記録用QRコード」を掲示し、読み取りを促すこと。なお、「RICCA」未登録の場合、「来場記録用QRコード」を2回読み取ることで、登録及び来場記録が可能である。

⑰ ワクチン接種、または事前のPCR検査での陰性確認の勧奨

参加者に対して、事前のワクチン接種またはPCR検査での陰性確認を勧奨すること。

※このガイドラインは、**新型コロナウイルス等特別措置法第24条第9項、第31条の6及び第45条第1項に基づき、協力をお願いするものです。**

催物の開催に係る事前相談 目次

令和3年10月7日公開
沖縄県

STEP 1 事前相談 の要否

参加者が1,000人を超える催物 又は
全国的・広域的な移動を伴う催物
ですか

1. に該当
P. 2を参照

はい

いいえ

STEP 2 業種別 ガイド ライン

催物を開催するに当たり、参照する
業種別ガイドラインは、令和2年9月
以降に改訂されていますか

2. に該当
P. 5を参照

はい

いいえ／ガイドラインがない

STEP 3 位置固定 行動管理

参加者の位置が固定されているか、
入退場や区域内の適切な行動が
確保できる催物ですか

3. に該当
P. 6を参照

はい

いいえ

STEP 4 収容率 上限

収容率上限は収容定員の100%（収容
定員がない場合は密にならない程度の距離）が
適切だと考えますか

4. に該当
P. 7を参照

はい

いいえ、50%上限でよい

STEP 5 特に確認 する必要

大声・歓声等の有無について、
「特に確認が必要」（※）と判断を
されていますか（※P. 9を参照）

5. に該当
P. 8を参照

はい

いいえ

疎明資料 結果報告 が必要

収容率上限を収容定員の100%と
するためには、実績疎明資料や結果
報告が必要です

6. に該当
P. 10を参照

1. 事前相談対象外の催物：概論

対象

- ・参加者が1,000人以下の催物かつ
- ・全国的・広域的な移動を伴わない催物

※参加者が1,000人以下であって、全国的・広域的な移動を伴わない場合は事前相談不要
ただし、次頁のとおり、**チェックリスト・実績報告等の公表**が必要な場合あり。

パターン1：令和2年9月以降改訂のガイドラインがない場合

国の目安(※)	屋内	屋外
収容率	50%以内	十分な間隔 (できれば2m)
人数上限	5,000人	

- 必要な準備等
特になし

パターン2：令和2年9月以降改訂のガイドラインがある場合

国の目安(※)	大声・歓声等なし		大声・歓声等あり	
	収容定員あり	収容定員なし	収容定員あり	収容定員なし
収容率	100%以内	密にならない程度の間隔	50%以内	十分な人と人との間隔 (1m)
人数上限	5,000人			

- 必要な準備等
 - ・主催者及び施設管理者が、ガイドライン遵守の旨を公表
 - ・大声・歓声等なしの実績疎明資料・結果公表等（次ページ参照）

※緊急事態措置解除後の経過措置中（令和3年10月31日まで）は、**人数上限5,000人**とする。

1. 事前相談対象外の催物：公表等①

公表等が必要な資料

【原則】

→下記資料をHP・SNS等で公表等してください(別紙3の*項目は適宜)。

●チェックリスト 別紙1 (注1)

1,000人以下で、収容率50%上限で開催していた催物主催者等が収容率上限100%に引き上げる場合には、別紙2・3を併用し、大声・歓声等がないことを公表してください。

●実績疎明資料 別紙2

●結果報告資料(※) 別紙3

※主催者等は、当該催物の映像・音声等データについて、催物開催から1年間保管をしてください。(注2)

【例外：問題発生時】

→感染者の参加、大声・歓声等の発生、感染防止策不徹底等の事情が生じた場合には、

別紙3 結果報告資料を都道府県・関係府省庁にご提出ください。

(注1) 「大声・歓声等なし」の催物でも、従来、感染防止の取組(業種別ガイドラインに従った取組を行う旨)のHP等による公表が必要とされているところ、別紙1 チェックリストもご活用ください。

(注2) 主催者等は、例えば、観客席・舞台等に設置したビデオカメラ・ICレコーダー等のデータについて、都道府県等、関係各府省庁等が必要時に確認できるよう、催物から1年間保管をしてください。観客から声が出ていないことを示すために、ノイズ除去処理、複数台の設置・音声合成処理等を行うことは不要です。

1. 事前相談対象外の催物：公表等②

大声・歓声等の有無について「特に確認が必要である場合」の考え方

- 過去態様に照らし、概ね「大声・歓声等なし」と考えられる催物や、これまでに収容率上限100%での開催実績があり、感染防止策が適切に実施され、かつ、大声・歓声等が適切に抑止されていた催物については、「特に確認が必要である場合」には当たらないものと考えられます。
- 例えば、クラシック音楽等のコンサートや、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会といった催物については、これまでも多くの場合、大声・歓声等がないと想定されることから、概ね「大声・歓声等なし」と考えられますが、個別の態様により、大声・歓声等が出やすい場合もあり得るため、過去実績や催物の性質等、個別事情に応じ、実績疎明資料の公表を求める場合があります。
- 「大声・歓声等なし」と扱うことができるのは、原則として、飲食を伴わない場合であることにご留意ください。また、立見席の場合は、密にならないように、人と人との間隔を確保してください（例えば 1㎡に2人以内等）。すなわち、消防法等の収容定員による「収容率上限100%」は、認められないこととなります。

2. 令和2年9月以降改訂の 業種別ガイドラインがない場合

対象

- ・ 令和2年9月以降改訂の業種別ガイドラインがない催物

○基準

国の目安(※)	屋内	屋外
収容率	50%以内	十分な間隔 (できれば2m)
人数上限	5,000人	

○必要な準備等

【原則】

事前相談に当たっては、主催者等は、都道府県と相談する際に、催物開催の2週間前までに、下記資料を、都道府県の事前相談窓口にご送付ください。

- 催物開催の概要、感染防止策等が分かる資料
(都道府県との相談により、口頭・メールでの説明に代えることも可能)
- チェックリスト 別紙1

【例外：問題発生時】

感染者の参加、大声・歓声等の発生、感染防止策不徹底等の事情が生じた場合には、別紙3 結果報告資料を都道府県・関係府省庁にご提出ください。

※緊急事態措置解除後の経過措置中(令和3年10月31日まで)は、**人数上限5,000人**とする。

3. 参加者の位置固定がされず、 行動管理が確保されていない場合

対象

- 参加者の位置が固定されず、自由に移動でき、入退場や区域内の適切な行動確保が困難な催物

○基準

国の目安(※)	間隔の維持が可能	間隔の維持が困難
取扱い	十分な 人と人との間隔 (1m)	開催について 慎重に判断

○必要な準備等

【原則】

事前相談に当たっては、主催者等は、都道府県と相談する際に、催物開催の2週間前までに、下記資料を準備し、都道府県が指定した資料を事前相談窓口にご送付ください。

- 催物開催の概要、感染防止策等が分かる資料
(都道府県との相談により、口頭・メールでの説明に代えることも可能)
- チェックリスト 別紙 1

【例外：問題発生時】

感染者の参加、大声・歓声等の発生、感染防止策不徹底等の事情が生じた場合には、別紙 3 結果報告資料を都道府県・関係府省庁にご提出ください。

4. 主催者等が、収容率について、50%上限が適切だと考える場合

対象

- 主催者等が、収容率については、50%上限が適切だと考える催物

○基準

国の目安(※)	収容定員あり	収容定員なし
収容率	50%以内	十分な 人と人との間隔 (1 m)
人数上限	5,000人	

○必要な準備等

【原則】

事前相談に当たっては、主催者等は、都道府県と相談する際に、催物開催の2週間前までに、下記資料を準備し、都道府県が指定した資料を事前相談窓口にご送付ください。

- 催物開催の概要、感染防止策等が分かる資料
(都道府県との相談により、口頭・メールでの説明に代えることも可能)
- チェックリスト 別紙 1

【例外：問題発生時】

感染者の参加、大声・歓声等の発生、感染防止策不徹底等の事情が生じた場合には、別紙 3 結果報告資料を都道府県・関係府省庁にご提出ください。

※緊急事態措置解除後の経過措置中（令和3年10月31日まで）は、**人数上限 5,000人**とする。

5. 収容率100%上限であるが、 疎明資料・結果報告等が不要な場合

対象

- ・ 大声・歓声等の有無について、「特に確認が必要」と判断をされていない催物

○基準

国の目安(※)	収容定員あり	収容定員なし
収容率	100%以内	密にならない程度の間隔
人数上限	5,000人	

※緊急事態措置解除後の経過措置中（令和3年10月31日まで）は、**人数上限5,000人**とする。

○必要な準備等

【原則】

事前相談に当たっては、主催者等は、都道府県と相談する際に、催物開催の2週間前までに、下記資料を準備し、都道府県が指定した資料を事前相談窓口にご送付ください。

- 催物開催の概要、感染防止策等が分かる資料
(都道府県との相談により、口頭・メールでの説明に代えることも可能)
- チェックリスト 別紙1

【例外：問題発生時】

感染者の参加、大声・歓声等の発生、感染防止策不徹底等の事情が生じた場合には、別紙3 結果報告資料を都道府県・関係府省庁にご提出ください。

5. 収容率100%上限であるが、 疎明資料・結果報告等が不要な場合

対象

- ・ **大声・歓声等の有無について、「特に確認が必要」と判断をされていない催物**

大声・歓声等の有無について「特に確認が必要である場合」の考え方

- 過去態様に照らし、概ね「大声・歓声等なし」と考えられる催物や、これまでに収容率上限100%での開催実績があり、感染防止策が適切に実施され、かつ、大声・歓声等が適切に抑止されていた催物については、「特に確認が必要である場合」には当たらないものと考えられます。
- クラシック音楽等のコンサートや、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会といった催物については、概ね「大声・歓声等なし」と考えられますが、過去実績や催物の性質等、個別事情に応じ、実績疎明資料提出を求める場合があります。
- 「大声・歓声等なし」と扱うことができるのは、原則として、飲食を伴わない場合であることにご留意ください。また、立見席の場合は、密にならないように、人と人との間隔を確保してください（例えば 1m^2 に2人以内等）。すなわち、消防法等の収容定員による「収容率上限100%」は、認められないこととなります。

6. 収容率100%上限で、 疎明資料・結果報告等が必要な場合

対象

- ・ 大声・歓声等の有無について、「特に確認が必要」と判断をされている催物

○基準

国の目安(※)	収容定員あり	収容定員なし
収容率	100%以内	密にならない程度の間隔
人数上限	5,000人	

※緊急事態措置解除後の経過措置中（令和3年10月31日まで）は、**人数上限5,000人**とする。

○必要な準備等

【事前相談】

事前相談に当たっては、主催者等は、都道府県と相談する際に、催物開催の2週間前までに、下記資料を準備し、都道府県が指定した資料を事前相談窓口にご送付ください。

- 催物開催の概要、感染防止策等が分かる資料
(都道府県との相談により、口頭・メールでの説明に代えることも可能)
- チェックリスト 別紙1
- 実績疎明資料 別紙2 及び 映像・音声等データ*

6. 収容率100%上限で、 疎明資料・結果報告等が必要な場合

対象

- ・ 大声・歓声等の有無について、「特に確認が必要」と判断をされている催物

【開催後】

催物開催後、主催者等は、2週間後～3週間後の間に、下記資料を都道府県及び関係府省庁の窓口にご送付ください。

- 結果報告資料 別紙3 及び 映像・音声等データ*

*例えば、観客席・舞台等に設置したビデオカメラ・ICレコーダー等のデータをご提出ください。観客から声が出ていないことを示すために、ノイズ除去処理、複数台の設置・音声合成処理等を行うことは不要です。

また、必要に応じ、催物全編ではなく、特に大声・歓声等が生じやすいと考えられる一部場面のデータをご提出いただく形や、Webで動画等を公開している場合に当該URLをご共有いただく形でも問題ありません。

*都道府県、関係各府省庁は、データは事前相談等の確認用途のみに使用し、保管不要となれば速やかに破棄します。また、主催者等はデータを催物から1年間保管してください。必要に応じ、再度提示を求める場合があります。

感染防止策チェックリスト

別紙 1

STEP 1

催物の 情報

本項目では、チェックリストを記入する前に、催物の情報をご登録ください。

※催物のチラシや計画書等（既存資料）を併せてご提出ください。

開催日時

令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分

複数回開催の場合 → 別途、開催する日時の一覧をご提出ください。

開催会場

会場所在地

収容定員

人

収容定員なし

適切と考える
収容率
(上限)

収容定員の
100%以内

密にならない
程度の間隔

収容定員の
50%以内

十分な
人と人との間隔
(1m)

参加人数

出演者
チーム等

多数のため収まらない場合 → 別途、一覧をご提出ください。

主催者

主催者
所在地

主催者
連絡先

(電話番号)

(メールアドレス)

開催案内等
のURL

感染防止策チェックリスト

STEP 2

基本的な 感染防止

令和2年9月19日以降の取扱いが催物に適用されるため
には、下記の項目を満たすことが必要です。

※チェックがつかない場合は、STEP 6で事由をご記入ください。

マスク常時 着用の奨励

マスク着用状況が確認でき、着用していない
場合は個別に注意等を行う

大声を 出さない ことの奨励

大声を出す者がいた場合等は、個別に注意等
を行う

スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を
禁止する

手洗 手指消毒

こまめな手洗を奨励する
アルコール等の手指消毒液を設置する

消毒の 徹底

施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した
可能性のある場所等）をこまめに消毒する

換気 保湿

法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな
換気を行う
・ 1時間に2回以上、1回に5分間以上
・ 室温が下がらない範囲で常時窓開け 等

乾燥する場面では、湿度40%を目安に加湿
する。

密集の回避

時間差入退場等により、入退場時の密集を回避
する

人員の配置、導線の確保等の体制を構築し、
休憩時間や待合場所での密集も回避する

入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない
場合はキャパシティに応じ収容人数を制限する

感染防止策チェックリスト

STEP 2

基本的な 感染防止

令和2年9月19日以降の取扱いが催物に適用されるためには、下記の項目を満たすことが必要です。

※チェックがつかない場合は、STEP 6で事由をご記入ください。

身体的距離 の確保

- 大声を伴う可能性のある催物では隣席との身体的距離を確保する
 - ・同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける
- 演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保する
- 足型マークの設置、誘導員の配置、等により、混雑時でも密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔）を確保する

飲食の制限

- 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を制限する
- 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止を徹底する
- 過度な飲酒の自粛呼びかけを行う

参加者の 制限

- 入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）を理由に入場できなかった際の払い戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止する
 - ※発熱者・有症状者の入場は断る等のルールを開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要

参加者の 把握

- 可能な限り事前予約制とし、あるいは入場時に連絡先を把握する
- 接触確認アプリ（COCA）や各地域の通知サービスを奨励する
 - ・アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置を導入する
 - ・携帯電話の利用を控える場面では、「電源及びBluetoothをONにした上でマナーモード」にすることを推奨する

感染防止策チェックリスト

STEP 2

基本的な 感染防止

令和2年9月19日以降の取扱いが催物に適用されるためには、下記の項目を満たすことが必要です。

※チェックがつかない場合は、STEP 6で事由をご記入ください。

演者・選手 等の 行動管理

- 有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控える
- 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがある催物については開催を見合わせる
- 練習時等、催物開催前も含め、声を発出する演者間での感染リスクに対処する
・演者間の適切な距離確保、換気等の対策実施

催物 前後の 行動管理

- イベント前後の感染防止の注意喚起を行う
・直行・直帰の呼びかけ
・「5つの場面」の注意喚起
・業種別ガイドライン遵守店舗の利用呼びかけ等
- 交通機関・飲食店の分散利用の注意喚起を行う
・セカンドアクセスの呼びかけ、交通機関との連携による混雑回避の検討
・規模に応じた規制入退場の実施（開演時間の前倒し、規制退場等）の検討
・可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進等

ガイド ライン遵守 の旨の公表

- 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表する

感染防止策チェックリスト

STEP 3 徹底的な 感染防止

食事を伴わない場合で、収容率上限100%の基準が適用されるためには、「基本的な感染防止」に加え、下記の項目を満たすことが必要です。

※チェックがつかない場合は、STEP 6で事由をご記入ください。

マスク着用
大声を出さ
ないこと
の担保

マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク着用率100%を担保する

担保のための確実な措置を講じる
・ 常時監視のための人員配置
・ デジタル技術活用によるリアルタイムモニタリング
等

感染防止策チェックリスト

STEP 4

映画館等の場合

映画館等（食事を伴うものの発声がない場合）で、収容率上限100%の基準が適用されるためには、「基本的な感染防止」「徹底的な感染防止」に加え、下記の項目を満たすことが必要です（事前相談不要の場合は記入不要です）。

※「発声がない」とは、イベント中の会話・発言、歓声等がない場合を指します。映像に常時注目し、小声を出すことを含め、発声がマナー違反とされる映画上映と同様の条件が担保される必要があります。

食事時以外のマスク着用担保

催物前に食事以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知する

着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る

十分な換気

以下の基準を確保する

- ・二酸化炭素濃度1,000ppm以下かつ二酸化炭素濃度計等で当該基準を遵守していることが確認できる
- ・機械式換気設備による換気量が30m³/時/人以上に設定されており、かつ、当該換気量が実際に確保されている（野外的場合は確認を要しない）

追加的な飲食対策措置

発声が想定される場面（休憩時・催物前後）の観客席等での飲食を禁止する

長時間の飲食が想定されうる場合には、マスクを外す場面をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努める

※チェックがつかない場合は、STEP 6で事由をご記入ください。

感染防止策チェックリスト

STEP 5

野外 フェス等 の場合

全国的・広域的なお祭り、花火大会、野外フェス等の場合には、「基本的な感染防止」に加え、下記の項目を満たすことが必要です。

※チェックがつかない場合は、STEP 6で事由をご記入ください。

追加的な 身体的距離 の確保措置

誘導員の配置等により、移動時の適切な身体的距離を確保する

・催物中の区画あたりの人数制限
・ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
等を行う

追加的な 密集の回避 措置

混雑状況のモニタリング・発信等を行う

感染防止策チェックリスト

STEP 6

チェック項目を満たさない場合

STEP 2～5の各チェック項目を満たさない場合には、下記に、当該項目を満たさなくても感染防止対策上、問題がないと考えられる事由をご記入ください。

例) 屋外のため、換気は不要と考える

チェック項目を満たさない場合でも、

感染防止対策上、問題がないと考える事由

STEP 1 出演者等 の実績

催物の出演者・チームについて、それぞれ過去の催物の音声又は動画はありますか

当該データ
をご提出
ください
(※)

いいえ

はい

STEP 2 主催者等 の実績

催物の主催者等について、過去に大声・歓声等なしの催物を開催したことはありますか

はい

- ① 当該類似の催物の音声又は動画データ (※)
 - ② 来場者層の類似性の説明 (P. 2～3)
 - ③ 当該類似の催物と同種対策を講じることを示す計画書 (主催者等作成書類、形式不問)
- の3種類の資料をご提出ください

いいえ

収容率の 目安

収容率の上限は、50%以内で催物を開催してください

※実績疎明資料のご提出は不要です

→次ページ以降に資料フォーマット有

※事前相談不要の場合は、都道府県へのデータの提出は不要です。

また、事前相談を行う場合で、開催地の都道府県に対して、過去に結果報告資料としてデータをご提出いただいたことがある場合は、その旨を都道府県にご連絡ください。

実績疎明資料：過去の催物との類似

過去の催物の情報

過去1年以内に大声・歓声等なしで開催した催物の情報をご記入ください。

開催日時

令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分

開催会場

会場所在地

収容定員

人

収容定員なし

適切と考える
収容率
(上限)

収容定員の
100%以内

密にならない
程度の間隔

収容定員の
50%以内

十分な
人と人との間隔
(1m)

参加人数
(実績)

出演者
チーム等

多数のため収まらない場合 → 別途、一覧をご提出ください。

主催者

主催者
所在地

実績疎明資料：過去の催物との類似

過去の
催物との
類似性

過去1年以内に大声・歓声等なしで開催した催物との類似性をご記入ください。

	今回の催物	過去の催物
催物の 類型 例： 音楽ジャンル 興行区分 地域性 季節性		
来場者の 類型 例： 年齢層 男女 地域性 季節性		
その他 類似性を 基礎づける 事情 例： 開催規模		

催物結果報告フォーム

別紙3

○催物の情報（公表する場合、*については適宜）

開催日時	
催物の類型	
都道府県	
都道府県コード	
開催会場（名前）	
会場所在地（市区町村）	
会場所在地（番地等）	
会場収容定員	
予定参加者数	
当日参加者数（不明の場合は“-”を入力）	
出演者、チーム	
主催者	
主催者所在地（都道府県） *	
主催者所在地（市区町村） *	
主催者所在地（番地等） *	

○感染者の参加 →大規模クラスター発生の場合は、別途、行政による調査にご協力ください

感染者の参加	
感染者数	
疑われる感染の態様	
考えられる感染の原因	
※催物自体ではなく、家庭内感染や催物前後の共通行動が原因と考えられる場合は、その旨ご記載ください	

○大声・歓声等の発生

主催者等の制止ができる程度の 大声・歓声等の発生	
主催者等の制止ができない程度の 大声・歓声等の発生	
大声・歓声等の発生回数・発生した原因	
主催者等の制止ができなかった原因	
今後の改善策（具体的行動、スケジュール）	

○感染防止策不徹底

感染防止策不徹底	
具体的な不徹底事由	
不徹底の原因	
今後の改善策（具体的行動、スケジュール）	

イベント開催時の必要な感染防止策①

【別紙2】

令和3年9月28日付 国事務連絡(抜粋)

(1) 徹底した感染防止等 (収容率50%を超える催物を開催するための前提)

①	適切なマスク着用徹底	<ul style="list-style-type: none">・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める*マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none">・大声を出す者がいた場合、個別に注意等を行う*隣席の者との日常会話程度は可(マスクの着用が前提)*演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保(最低2m)

(2) 基本的な感染防止等

③	①～②の奨励	<ul style="list-style-type: none">・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行(ガイドラインで定める)*マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと*大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと(例:スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等)*大音量のBGMは大声での会話を誘発する可能性があるため、BGMの音量を上げすぎないように留意する
④	手洗の徹底	<ul style="list-style-type: none">・こまめな手洗の徹底を促す
⑤	消毒	<ul style="list-style-type: none">・主催者側による施設内(出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等)のこまめな消毒、消毒液の設置及び手指消毒を促すこと
⑥	換気	<ul style="list-style-type: none">・法令を遵守した空調設備の設置による常時換気、こまめな換気(1時間に2回以上、1回に5分間以上。または室温が下がらない範囲での常時窓開け)・乾燥する場面では湿度40%以上を目安に加湿
⑦	密集の回避	<ul style="list-style-type: none">・入退場時の密集回避(時間差入退場等)、待合場所等の密集回避*必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none">・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間(5名以内に限る。)では座席を空けず、グループ間は1席(立席の場合1m)空ける。・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔(最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔)

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等 (続き)

⑨	飲食の制限	<ul style="list-style-type: none">・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底・ 過度な飲酒の自粛・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 （発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。）
⑩	参加者の制限	<ul style="list-style-type: none">・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 <p>*ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。</p>
⑪	参加者の把握	<ul style="list-style-type: none">・ 座席指定、動線確保などの適切な行動管理・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握・ 接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード推奨や各店舗における各地域通知サービスの登録・利用者のQRコード読取奨励（アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入）
⑫	演者の行動管理	<ul style="list-style-type: none">・ 有症状者は出演・練習を控える。体調が悪いときは医療機関等に適切に相談・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬	催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none">・ イベント前後の感染防止の注意喚起 <p>*可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により交通機関・飲食店等の分散利用を促進</p>
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	<ul style="list-style-type: none">・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

(3) イベント開催の共通の前提

⑮	入退場やエリア内の行動管理	<ul style="list-style-type: none">・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 <p>*来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。</p>
⑯	地域の感染状況に応じた対応	<ul style="list-style-type: none">・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるもの の例 【別紙3】

<p>大声での歓声・声援等がないことを 前提としうるものの例</p>	<p>大声での歓声・声援等が 想定されるものの例</p>
<p>音楽</p>	<p>音楽</p>
<p>クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲 等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート</p>	<p>ロックコンサート、ポップコンサート 等</p>
<p>演劇等</p>	<p>スポーツイベント</p>
<p>現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等</p>	<p>サッカー、野球、大相撲 等</p>
<p>舞踊</p>	<p>公営競技</p>
<p>バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等</p>	<p>競馬、競輪、競艇、オートレース</p>
<p>伝統芸能</p>	<p>公演</p>
<p>雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等</p>	<p>キャラクターショー、親子会公演 等</p>
<p>芸能・演芸</p>	<p>ライブハウス・ナイトクラブ</p>
<p>講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等</p>	<p>ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント</p>
<p>公演・式典</p>	<p>※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ</p>
<p>各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等</p>	
<p>展示会</p>	
<p>各種展示会、商談会、各種ショー</p>	
<p>※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ</p>	<p>令和3年8月17日国事務連絡抜粋)</p>

(注) ・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
 ・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。

コロナかな？ と思ったら

あなたを守り、医療を守るために協力いただきたいこと



沖縄県

コロナかどうか不安があり、感染していないか確認したい。

症状がきつい、または重症化リスク※があるので、医師の診察を受けたい。

※ 高齢者、持病、肥満があるなど

症状なし

症状あり

PCR検査センターを受検



[PCR検査が受けられる検査機関一覧](#)

医療機関を受診せず、医療用抗原検査キットで自己検査

※ 薬局において購入した医療用抗原検査キット

※ エssenシャルワーカー等の事業所へ配布した医療用抗原検査キット

[医療用検査キットの承認情報](#)
/厚労省（2. 抗原検査法）

※感染していても結果が陰性となる場合があります。

かかりつけ医に相談する。または下記のいずれかで医療機関を検索して受診

県コールセンター電話番号

098-866-2129

※24時間対応



[コロナ診療を行っている医療機関一覧](#)

陽性

陰性

陽性

陽性

自宅で健康観察を続けてください。引き続き、感染予防に協力してください。
※症状が続く場合は医療機関を受診してください。

沖縄県コロナ対策本部にて調整

医師の電話による問診のもと、状態に応じた療養先（病院、ホテル）を決定します。指示に従って療養を継続してください。